

七ノ192



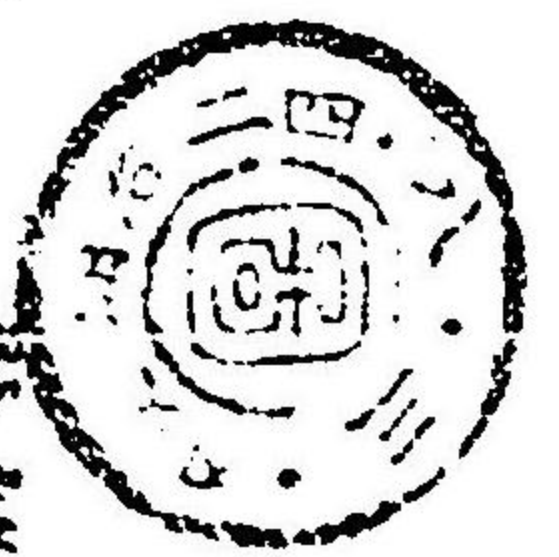
後園詳誌
後園眞景

全

後樂園詳誌

後樂園眞景及詳誌

後樂園三十三餘里、源を美作國龍王の池に發し、回り環りて岡山
 の街を貫き、東に兒島の灣、西に流れ入る。其岸の邊に屹然
 と高く聳ゆる塔あり、天主閣は、是ぞ名に負ふ鳥鵲城、城の北手に
 流を隔て、一區をなして、東西南北四方を竹林に囲はれしは、
 日本三公園の其一と、世にも知られし後樂園、ソも何の世に
 何人の作りたるまひし者なるか、と其創始を討ぬれば、今は昔
 貞享三年備前の國主、左少將池田綱政朝臣の其臣津田重次
 郎未思は、命じたまひ、工事を統轄せしめられ、翌る四年の十
 二月、初めて着手することとなり、反別凡そ壹萬七千七百餘
 歩を畫り、其後區域の狭きにより、元祿三年三月に、又關の北



後樂園

(一)

後樂園詳誌

五千二百五十三坪を増加へ、續きて四千餘坪を合せ、總計貳萬七千拾三坪餘とはなりたり。是ぞ現在の後樂園にて、其周圍九百三十二間、園の中央を東西に計れば、長さ百九十七間餘、南と北の廣さを問へば、百十七間に餘れるなり。地勢は南と西の方較や高くして、岡のごとく、樹木生ひ茂りて、深山の趣あり、北と東は平坦にて、或は松林、蒼鬱とし、或は園外を望むべし。ソも斯園の設けたる、特り遊樂のためならず、或は演武の場を設け、諸般の武藝を演習し、或は田畝の型を造り、國主親しく農民稼穡の艱難を視察せり。其名、初め茶屋屋敷と呼び、後には單に後園といひ、明治の四年二月に至り、今の名には改めしが、尙ほ池田家の私有なりしに、十七年の二月のことなり、政府は池田章政朝臣の請を許して、地を納

誌

(三)

後樂園詳誌

め、岡山縣にて保存することとなりて、一般に公園と思ふこととなりたり。明治十八年、車駕西巡の折、から此處を行在所とし、玉座を延養亭に設けしに、園中の光景殊の外、叙慮に副ひ、供奉の官人も深く其結構を嘆美し、此より名園の稱、四方に聴え、知るも知らぬも、岡山の後樂園と名に聽て、皆な其觀望に富むことを思はざるものぞなき。イザや其池臺亭館の重なるものゝ位、地廣狹サテは沿革を寫し出し、て、斯園に遊ぶものゝ参考とせばや。』

鶴見橋 は、近き頃、磯川に架たるものにて、岡山市出石町より、後樂園に入るの道なり。往古は、旭川の西岸に在る。石の北の端より、假橋を架たりしが、鶴見橋は、其廢れたる後、に架たるものにて、直に園の北門に通ずるを以て、往古の

鶴見橋

(三)

後樂園詳誌

假橋よりも却て便利を得たるがごとし、橋の長さ七拾間餘にて寔に粗造なるものとす、橋を渡れば北門にて牆を隔て左に暫軒あり、屋を二字に分ち、構造素樸なれども風致あり窓を開けば直下に曠川を望み北には秦嶺諸山を眺め最も避暑に宜しく、往時暫軒風とて十勝の一なり。池田家の後樂園を土地するに當り此邊のみは除きたれば今尚ほ池田家の私有に屬し、妄りに入るを許さず北門より南に當り一町ばかりの處に西門ありて往古岡山藩主が園に往來する道なりしも、今は閉して平日は開かず、然れば園に入る者は北門より入るを常とせ、門に入りて右に折れば屋舎東西に並べり、是ぞ往古園の奉行附屬吏員の住む處、此を過て東に行けば左に一區の邸宅あり、之を還故と稱へ往古は舊藩主

傳見橋

(四)

後樂園詳誌

の庶公子住居し或は吏員集りて事を執る、建築坪數は五十坪餘にて、軒葺瓦屋相交れり、其前面に保存掛の詰所あり、其東に門ありて此を過れば左に鶴の籠屋あり、ソも斯園は奇樹異艸各所に散在し、四時花無きことなけれども禽獸の類は往古より鶴を養ふのみにて其多きときは十餘にも及びけるが今は其數五六にて晝は之を園の中に放ち、自由山に臨眺せしめ、晚に及べば園丁之を驅て籠屋に入る、喉脈の聲九阜に響き、斯仙境をとして、一層風趣を増しむ。サア又門の右には玄關二ありて東西に相並び北に向き、其西なるは往古より設けしものにて東なるは鶴鳴館に出入する爲に近頃置きしもの、其前に巨松一樹あり、龍蟠虎据、偃蓋地を蔽ふ、傳へいふ、往古斯地の村落たりしとき、里正平四郎なる者あり

傳見橋

(五)

後樂園詳誌

て此に住居を定めけるが、此樹は其庭に樹ゑたるものとぞ、
 玄關の上に設けたる廣間は平四の納屋の跡、近き年まで其
 頃の古き柱はのありけるとか。
鶴鳴館は、凡そ百四十坪餘あり、元は廣間
 と唱へられ室を分ちて五ツとし、西には廡廊を設けて玄關
 又通じ東には二三の小室あり、又臺所をも附屬て各々用を
 便じしが今は全体を合併し廣き一間に造り更へ東の方に
 も廡廊を設け園中一の大廣間岡山縣會を開くときは此を
 議場に宛るなり其他諸種の總會にて多くの人を容るるとき
 は大抵此を假らざるなし其鶴鳴館と唱へしは高崎五六の
 此縣に命たりしとき扁額を書して掲げし時に翔る。

鶴鳴館

延養亭

(六)

後樂園眞景

南に並び連り、艸葺と枳葺交り
 て七十七坪餘往年車駕西巡
 の折から玉座を設けし處、其
 北の端に車寄を設けて升降を
 通じしは其時の事なりし、相間
 に掲ぐる亭號の扁額は舊藩主
 章政朝臣の筆にして此處を園
 中の正堂たり、其席四十四疊を
 容れ、往時舊藩主の儒臣を延て
 講筵を開き、又近隣諸藩其他親
 戚サテは諸藩の使節等招延し
 て饗應する亦多く此處なりし、

延養亭



(鶴鳴館之圖)

(七)

誌詳園樂後

南に接して十疊及二十疊の二間あり、幅一間の疊椽東南より、曲折し、尚其外に板椽あり、初め元祿三年閏九月津田永忠の命を承けて、工事に着手し、其翌年に至り、先づ一堂を起し、は即ち此延養亭なり、位地は東と南に向ひ、眺望最も潤くして、岡山城の城櫓は高く南に聳へ、天主閣は來りて、椽の外に望れ、聖菓子、三椏、其他の諸山は東に方りて、原列し、朝夕翠を送り來り、中にも瓶井山に屹立せる三層の塔は園に茂れる樹の中より隠れつ見え、形を露はし、其風景の明美なる番も亦た遠く及ばず、斯塔の建設は略は斯園の創始と其年代を同くし、宛がら斯園の眺望の爲に造りしごとくなり、サテ又園の諸名勝は概ね此より望むべく、孰も争ふて奇を呈し、亭の前には奇石多く、其間より矮き樹の簇り生て、点綴

延養亭

(八)

景眞園樂後

し、曉川より引く水は、其中を横に流れ、斜に廉池に注ぐなり、前には、流れて、平地には、四方に通ず、面は、總て、平地には、四方に通ず、る徑路を、除き、總て、結綫、艸を、植、る、列、ね、春、夏、の、交、は、一、面、に、青、き、毛、氈、を、敷、ける、が、ごと、く、遊、客、は、三、々、五、々、隊、を、爲、して、彼、此、に、座、を、占、め、夕、陽、西、に、没、する、も、知、ら、ず、し、て、歸、る、を、忘、れ、鶴、亦、た、よく、人、に、馴、れ、常、に、來、り、て、此、間、に、羽、を、伸、し、つ、く、徜徉、し、苔、を、啄、み、水、を、飲、む、往、古、十、勝、を、設、け、し、と、き

延養亭



(圖之亭養延)

(九)

後樂園詳誌

「延養亭鶴とて其一又殿へられしとぞ。延養亭の後には在りて
 東に向へる室二席其名を臨游亭と唱へ、廡の下に扇額あり、
 舊藩主治政親臣の筆するところ、往時は点茶の用に供し、又
 藩主の休息所とし、一道の流北より來りて其前を回り、亂石
 左右に屹ちて水流るるときは之に激し、湍響を爲して俗
 氣を洗ふに足る。
 榮唱 望湖閣ともいふ延養亭の西北に在り、大さ
 五十七坪にして、席の廣さ七十疊、枋、簷の回廊を架けて斜め
 に延養亭に通じ、池の眺望最も宜しく、東南は廡、廡を以て回
 らし、其前に花葉の池ありて、此邊幽雅類なく、池の中央に板
 橋ありて、斜に二色の岡に通せしも、今は廢れて其跡なく、往
 古は榮唱橋とて十勝の一到に數へられし、其西南より巨石あり、

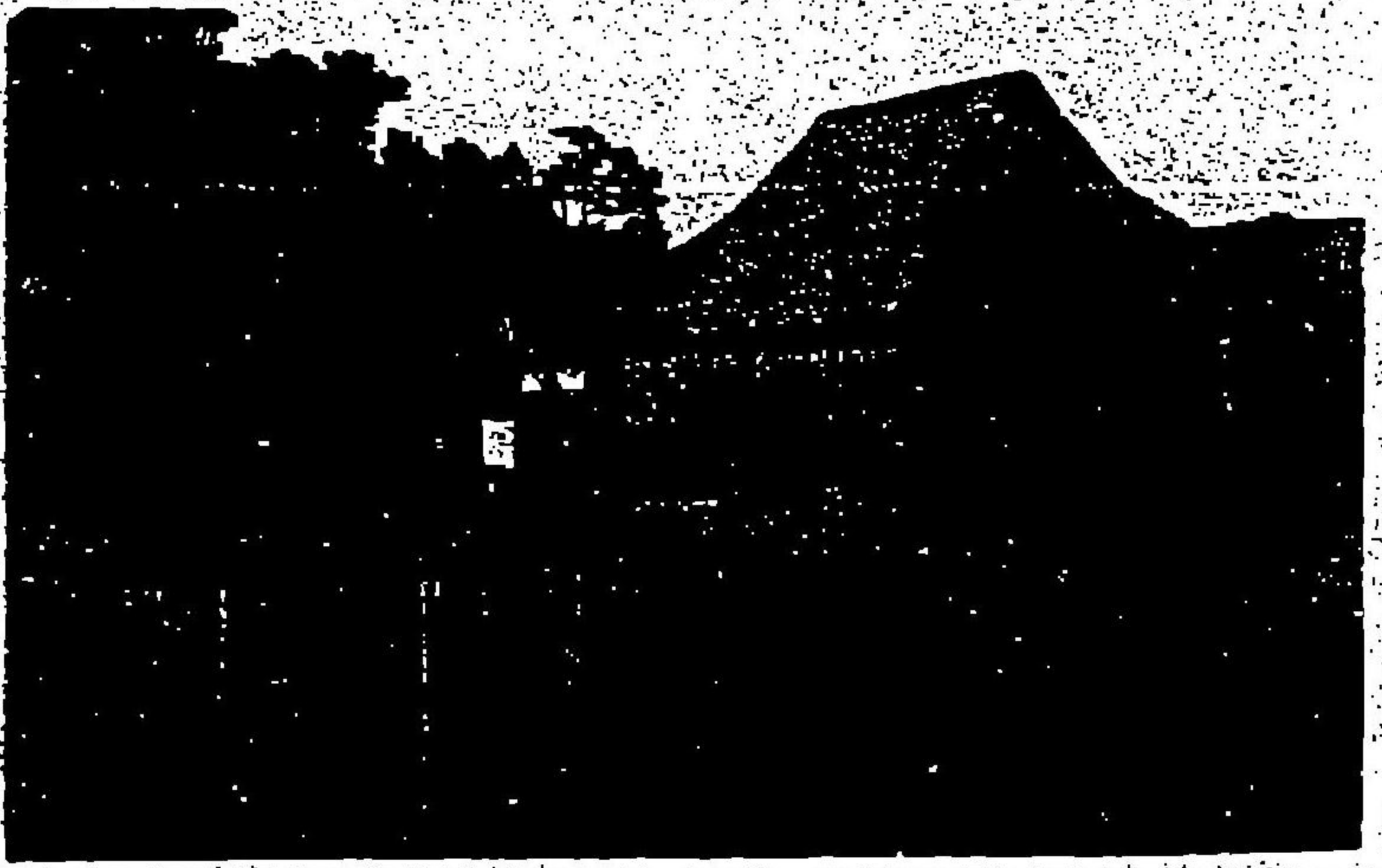
榮唱

(10)

後樂園眞景

池に臨みて屹立し、高さ四間一
 尺、周圍は十三尋にも餘るべく、
 松樹ありて、巖腹に生へ、其奇狀
 觀るべし、俗に之を大立石と呼
 ぶ、傳へいふ、斯園を開くの初め、
 大島より齋し來れる者に、して
 運送の難きがため、其數を九十
 個に割き、此に据ると、き再び舊
 の形になせしものなり、と、其側
 に櫻樹あり、一條院と稱し、最と
 早く紅染め出し、明媚比なく、榮
 唱より望めは殊に雅致あり、榮

榮唱



(望湖閣(榮唱)之圖)

(11)

後樂園詳誌

唱の北に舞臺あり、寶永四年建築するところにして柿葺總計四十六坪餘、舞臺の三方に間地を剩し、一面に小石を敷き、楣上に篠龍鷹を附けたるは池田家の標章なるが故なり、樂を演ずるときには榮唱の北手なる紙障を開き觀覽を便にす、又榮唱の西に接き小座敷あり、竹の柱あるがゆゑに竹の間といふとぞ、其の西北に方り、東に向ひ舞臺の右に在るを墨流シの間と唱へ、東の方開き放ちて觀樂に便す、其大さ二十三坪餘、室を三に分ち總て貳十六疊を容る、其西に接する者を和樂といひ、猿樂を興行するの日、以て樂屋となすものにて東に廣き廊あり、右に幕口ありて橋懸に通じ、斜に舞臺に通る此大さ三十九坪餘、大小合せて九室に分ち、南向へり、其東北には曾て演武場を設け、舊藩主の師範校を

榮唱

(二三)

後樂園眞景

延き武技を演し、或は諸士を召して其技を觀しかども、今は廢れて知るものなし。』
花葉 は和樂、榮唱の南方に方れる園地を稱するなり、北に門ありて其外面は直に西門に通ず、之を花葉口と稱へ、平素閉まして出入を許さず、其門より内は地勢高く秀で、自から岡阜の狀をなま、喬樹千章、蔭翳を交へ、四時日光を遮り、綠苔地を蔽て常に清風を貯へ、幽邃高

花葉



(圖之軒池・簾)

(二三)

後樂園詳誌

遠にして深山幽谷の趣あり、炎熱堪がたきときといへども、
 一び足を此に移せば忽ち清涼の身に濕ふを覺ゆ、樹木の稠
 密なるは園中此境を以て第一と云、花時遊客雜沓するも此
 境は多く至らず、全く雅流の賞玩するところたり、其間小石
 を布置して一條の徑路を通じ、之に沿ふて行けば茂松庵の
 茂松庵は茶室にして、往時舊藩主の茶事を修むる
 ところ、今尙其形を存す、屋は葺葺にて、廣さ二十二坪餘、室を
 分ちて三とし、上を四疊半とし、所謂茶寮にて、其下を六疊
 八疊の二とし、至体の構造素樸にして、雅致あり、老松、喬柏、茂
 鬱して、機を蔽ひ、吟、籟、耳に充て、而も喧しからず、試みに此室
 に坐すれば、幽深靜寂、眞に塵世を忘るの想あらしむ、其南に

茂松庵

(一四)

後樂園眞景

柿葺の堂あり、即ち天王堂
 にて、廣さ三坪餘、夫より東北に
 方りて堂あり、即ち地藏堂に
 て、本堂は柿葺拜殿は、杉皮葺と
 し、華表、石燈籠等備はれり、遺蹟
 の年期詳かならざるも、舊藩主
 の鎮主神として安置せし者な
 り、古雅にして、何となく威嚴あ
 るがごとし、其側に石標ありて、
 二色ヶ岡の字を彫れり、地勢峻
 高にして、池水其下を廻る、磴路
 を下る數十歩にして、水干に達



(藤之柵之圖)

茂松庵

(一五)

誌詳園樂後

す其對岸は榮唱にて較東なるは延養亭なり、池水一碧東西
 五十七間延び南北十二間に廣り、周圍は凡そ百三十間、其東
 の阜の下に水彎曲して南の方、小き灣を爲すところ、開門を
 設けて水溢るれば、側て之を曠川に注ぐ、其東に地勢突起し
 樹竹相交り、奇石相疊み、自から溪壑の趣を爲し、其間小泉懸
 りて池中に入る、其源は國の中央なる澤池にて、此より水道
 を通じ混々として流れ來れるなり、傳へいふ二色ヶ岡は往
 古花樹多く、二色ヶ岡花とて十勝の一に數へられしとぞ。今
 は太だ稀にして、唯楓樹のみ、枝を延し、冬の初には榮爛とし
 て、錦を織るがごとく、亦是れ一の奇觀にて、「に。し。さ。」の名に負
 かずといふべきか。」
 二色ヶ岡より竹林に沿ふて東に行けば右

簾池軒

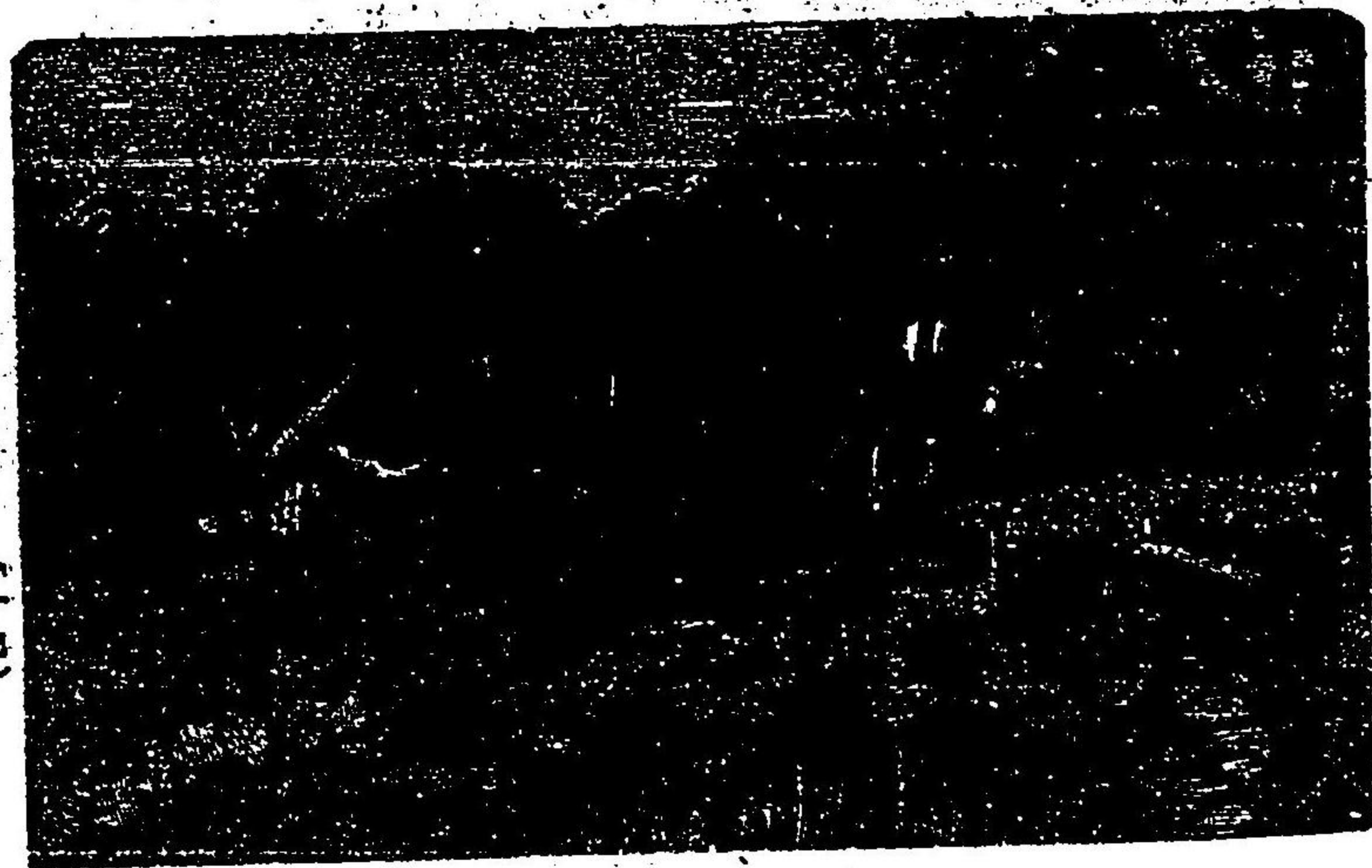
(一六)

景眞園樂後

旭川の門あり、之を南門といひ、
 旭川を隔て、岡山城關と相對
 す、往時舊藩主の城中より舟に
 乗りて園に入りたる處にて、今
 は閉て開くこと稀なり、其東に
 陣草橋、葺相接りて建るものは
 簾池軒といひ、園中の諸勝を望
 むに、第一の場所なり、屋の廣
 さ、貳拾壹坪餘にて、二室に分ち
 總て十四疊と別々に、鑪火の室
 を設け、賓客を接待するの便に
 供す、後には竹林を隔て、旭川に

簾池軒

(一七)



(圖之鉄蘇)

誌詳園樂後

藤架 藤架の東に藤架あり東西二架に分れ西に在る者は花白く東に在る者は花紫にして其幹太く凡そ數十歩の間に延び紫白色を競ひて其花を垂る亦是れ初夏の一奇観といふべし側に老梅一樹あり蟠屈枝を垂れ樹幹苔に纏はれて奇古観るべく其花開くは方りては色白く香清く幽韻を其姿態に取るなり。蘇鉄 藤架の北に方りて蘇鉄數十株赤沙の間に蟠る

藤架

(一八)

景真園樂後

藤架の東に藤架あり東西二架に分れ西に在る者は花白く東に在る者は花紫にして其幹太く凡そ数十歩の間に延び紫白色を競ひて其花を垂る亦是れ初夏の一奇観といふべし側に老梅一樹あり蟠屈枝を垂れ樹幹苔に纏はれて奇古観るべく其花開くは方りては色白く香清く幽韻を其姿態に取るなり。蘇鉄 藤架の北に方りて蘇鉄數十株赤沙の間に蟠る

蘇鉄



(園之店流)

(一九)

後樂園詳誌

もの蘇鉄なり、或は長高くして、廣く葉を張るあり、或は幹太くして、横に枝を延すあり、其下清く掃ふて、一徹艸を止めず、四方を回らすに、鉄線の垣を以てす、其東に渠を鑿ち、多く燕子花を生ず、其種一ならず、近年亦名種を撰みて、數十株を栽ゆ、側に板橋を架けり、其數八枚、交互往來の便に供す、即ち参河の橋に擬するものなり。

流店 八橋の北に一の樓閣あり、之を流店といひ、柿葉して、坪數拾二餘、樓の下は、棧板左右に相分れ、中央に一條の水道を引き、兩側に石を養み、其中に奇石を布置す、其石總て六個、青紫色を異にし、高さ棧板と均しく、水道の兩端を隔るに、竹箔を以てし、時ありては、板を以て、樓外の流を遮り、水石に激して、樓下に滲入し、或は鰲を泛べて、樂むべく、或は魚

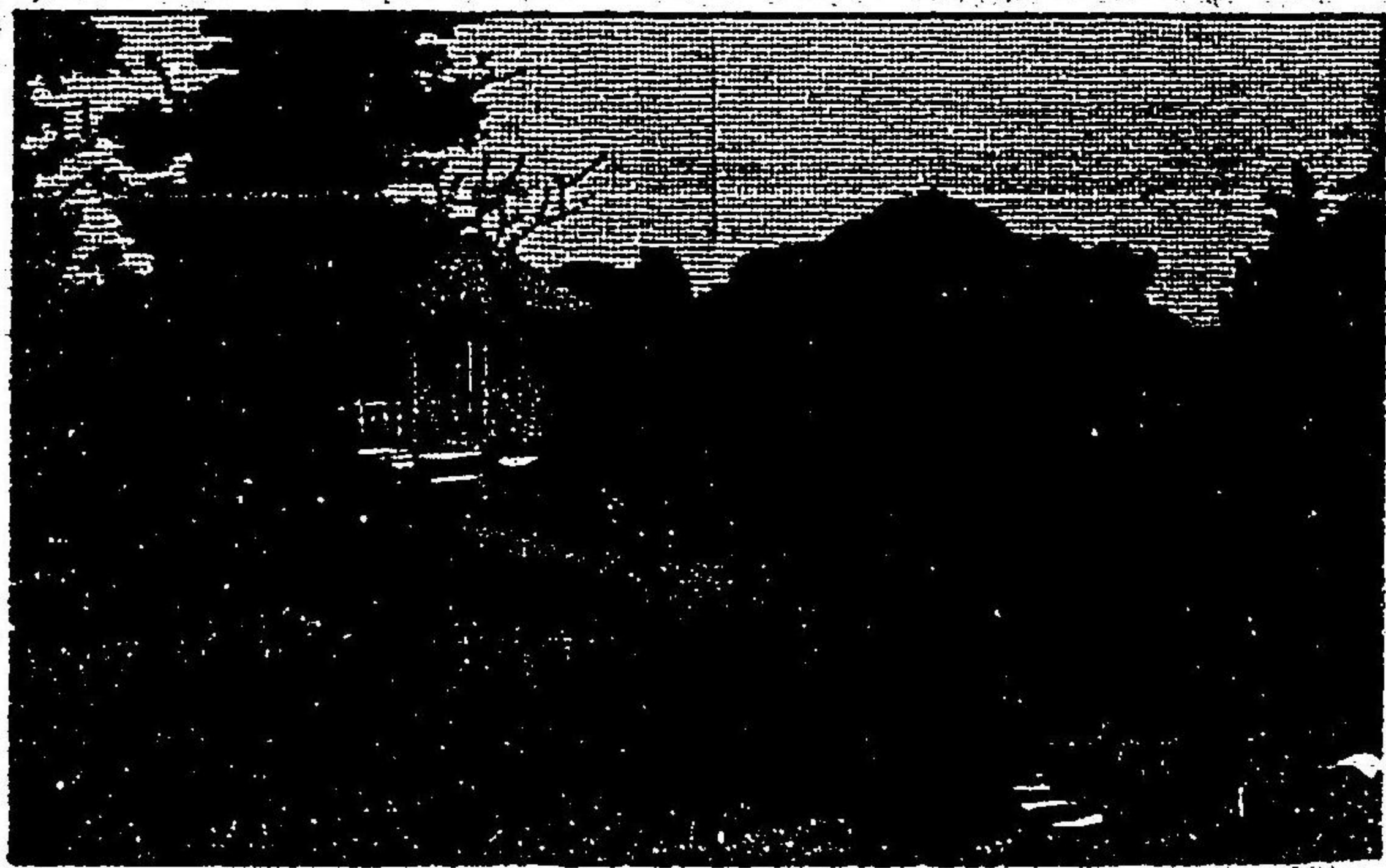
流店

(二〇)

後樂園眞景

を放ちて、遊しむべく、流を隔て、左右に對座し、以て、歡飲すべく、其四面、階壁なく、清風快通し、炎熱が、このとき、の時といへ、も、順に、爽涼を、覺ゆ、往時は、流店、の水と、て、十勝の一に、數へ、其水、は、東に、繞り、て、石頭より、南、又、注、げ、る、渠、の、水、と、橋、外、に、て、合、し、委、蛇、屈、曲、し、て、入、橋、の、下、又、出、づ、眞、に、是、れ、奇、構、と、い、ふ、べ、く、樓、に、上、れ、ば、三、面、に、窓、を、開、き、春、は、櫻、花、の、爛、熳、たる、賞、す、べ、く、秋、は、霜

流店



(唯心山之圖)

(二〇)

誌詳園樂後

素の燦爛を觀るべし樓の東は總て櫻樹を植ゆ其數二百餘
 春風駘蕩の時方りては香雲漠々として更に間斷なく園
 中の花此境を以て最もとし花時には遊客其下に毛氈を敷
 列ね樽を開きて酒を酌み紐を弄して歌を謠ふ其幾許なる
 を知らず此地素稻田にして廣さ六反餘常に園丁をして耕
 耘せしめ挿秧の節に至れば近村の里主に命じ民家の少男
 少女を卒ひ來らしめ新秧を分ち挿しめ舊藩主國に在れば
 親しく臨みて觀覽し酒饌を賜ひ賀儀を叙べ其秋穀實るに
 至れば租税の吏員を召して檢見の法を行はしめ藩主又親
 し之を閱せしむ」
 梅林の間に穿ちて東南に出れば一帶の梅村
 あり樹の數は數十に過ぎざるも素庵冷絶の間に淡紅交は

梅林

(三三)

景眞園樂後

り幹皆槎枒として苔蘚之を蔽
 ひ境土亦た幽閑にして俗と離
 れ百花未だ唇を閉すに先づ獨
 り春を洩す其東竹林の間に門
 あり園外に通ず之を東門とす
 門の内一條の徑路北に通ず
 之を櫻の馬場と唱ふ其路を南
 に往けば
 利休堂あり西北花交
 の濕布に對す素岡山藩老伊木
 忠澄千家の製に倣て之を其別
 墅に建しものにて其製帥葺に

利休堂



(圖之島之中)

(三三)

誌詳園樂後

て屋根裡を天井とし三疊中板にして正面に敷板あり其奥
 に圓窓を設け障紙にて之を隔て其内板敷にして利休居士
 の像を安置せし處今は亡し。二の間は二疊、隅爐にして鑪室
 附屬し杉皮もて葺きたる待合の腰懸あり。其構造雅緻あり
 て毫も眞物に異ならず、茶博の喜ぶところにして原は花交の
 瀑布を望むために設けしも今は専ら茶膳の用に供し、時に
 風騒の客の憊るごとありといふ。』
花交瀑 梅林の西流店の南、雜樹叢生し、其間を過き
 て溪壑の趣きを爲し、奇石錯落たるの間に一道の懸泉あり
 て東に落るは花交の瀑にして其溪壑又沿て一路萦回し西
 東に通ずる者を岐蘇谷と稱し其東に極まる所忽ち一の泓
 池を見るは花交の池にて即ち泉水の滯留する處一隅に

花交瀑

(三四)

景眞園樂後

開門を設けて水溢るれば之を
 蔵川に注ぐ池の廣さは東西拾
 二間餘に開き其長さ南北三拾
 五間餘に延び其周圍九拾二間
 に餘り瀑布の落る前に方りて
 一のの小さく映あり百石島といひ
 其上に松樹を植ゑ又燈籠を置
 き自から雅趣を存す往時十勝
 を撰びし時花交瀑亦其一に數
 へらる。』
唯心山 は園の中央に
 解起するところの丘山にして

唯心山

(三五)



(圖む望を閣城及山唯島之中りよ北池)

後樂園詳誌

園中第一の勝景なり、簾池軒よりすれば水に沿ふて行く百歩餘にして遠すべく流店よりすれば其西北の後に連り全山樹木繁茂し亂石突起し更なるに寸隙の地なきがごとく見ゆるも樹木と皆矮くして石亦布置宜しく其間に小徑を通じ三方に上下すべく山頂較や平坦にして遠望に富み園中の勝景は總て眉睫の間に來り北は遠く龍山の山脈を望み時に瀛車の黒烟を吐て走るを認むべし其側に一小亭あり東に面ひ草葺又して二坪餘、其形六角にして板を敷き棧を設けて人の憑るに任す最も觀月に宜しく「唯心堂月」と唱へて十勝の一に數ふ。杜鰭花と自躑躅と山の大半を蔽ひ初夏の候は紅白色を争ひ其美言ふべからず。」

島の茶屋

(二六)

後樂園真景

水面積五反七畝、周囲百八拾五間、東西五十間餘、南北三拾五間、園中第一の大池にて其東北に島嶼三を築く、中一は南に在りて陸に近く一は西北に位置し一は又其北に立つ南島へは板橋を架て往來を通じ渡れば則ち島の茶屋にて柿茸一棟、席を二つに分ち一を四疊半とし一を二疊とし四方又矮松を繞らし怪石白沙の中に立ち自らから海島の趣をなし全く天然

島の茶屋

(二七)



(圖之園茶林櫻楓及亭新)

誌詳園樂後

に出るものごとく、其側水中に石標を建て、表に上道郡の
 三宇を彫り、裏に「境澤」の二字を刻めり、南島より獨釣を隣島
 に架けて往來を通ず、渡れば亦松翠沙白池水岸を洗ふて、宛も
 海島のひとし、此處亦石標を建て、表には「御野郡」の三字を刻
 み、裏には「み」のし「ま」の四字を彫る、斯國原御野上道の二郡に
 跨り、両島の間、其境界なるゆゑ之を境澤といひ、一の島は御
 野郡に属するゆゑ「み」のし「ま」と名けたるならん、みのし「ま」の
 西北の隅に一間四方の釣臺と水中に設け竹を並べて、屋と
 なし、素樸にして雅致あり、此邊蓮多く生じ、境澤の蓮とて、亦
 十勝の一に數へられたる處なり、其の北に方り亦一小島あり、
 りて全島白沙より成り、上に一樹の低き松ありて、偃蓋地を
 蔽ひ、其側に大なる石燈籠一基を置き、常に白鶴の來りて、池

島の茶屋

(二八)

眞景園樂後

魚を窺ひ、眞に蓬萊仙島の趣を
 成す島の茶屋より南を仰げば
 岡山の城閣屹として、天半又聳
 ゆるあり、其景の佳なるは夕陽
 西に暮き、晚鴉啼に還るの時に
 在り、
新亭
 在りて、櫻の馬場の北端に方れ
 り、坪數は八坪餘にて、席拾疊を
 容る窓を披けば、園外の曠野亦
 眸裏に入り、東西は千入の森と
 稱し、石標を建つ、楓樹數十株、天



(圖之軒響細翠寒)

新亭

(二九)

誌詳園樂後

を蔽ひ秋霜一たび至れば満目の錦繡燦爛として蓄も亦及ばず斜陽相映するに方りては四邊に照射し一段の奇觀を呈し眞に二月の花よりも紅なり其下昔鮮地を蔽ひ香氣擲すべし千入の紅葉亦十勝の一なり森の東南に稻荷祠と辨才天祠あり稻荷祠は往し年東京の舊備前藩邸より移せしものにて拜殿あり辨才天祠は拜殿及び給馬堂あり千入の森を西に過れば井田を設けし跡あり往古の稻田に接す井田は藩祖光政朝臣寛文年間和氣郡に設けられ其地を井田村と名けられしに倣ひたるものにて古昔の租法を試みるの地たり其北に茶圃數畝ありて往時は製茶師に命じて茶を製せしめしとぞ其北に一帶の堤ありて結縷岬を越き諸所に松樹を植ゆ其上に上れば園外の平晴田家より磯川を

新亭

(三〇)

誌詳園樂後

上下するの舟に至るまで皆眉睫の間に聚る堤を西に下れば稻荷祠にて瓦葺の拜殿あり。由加神社 園の中には神社佛堂數多きが其中に最も壯麗なるは由加神社と慈眼堂の二なり由加神社は稻荷祠の西に在り本堂銅の室にて拜殿給馬堂祭器の倉庫まで皆瓦屋にて備はり前に石の華表ありて舊藩主慶政朝臣の筆にかくる神號の扁額を掲げぬ此神社は原東京なる大名小路の舊池田家藩邸の内に在りしを廢藩の明る年此地には移せしなり其西に隣れるは即ち慈眼の堂にて觀音佛を祀る處澤池に面ひて仁王門を建て左右に安置する仁王の像は高さ六尺餘門の上に扁額ありて如意輪の三字を題す其側方一間の梵鐘堂を築き建て其下に三

由加神社 慈眼堂

(三一)

誌詳園樂後

角形の敷板を設けたり、佛殿は巨石を疊みて礎とし石階を
設けて上下に便にす、其高さ一丈餘上に建てたる伽藍は三
坪に餘り其中に本尊をば安置せり、堂の前には舞臺ありて
坪數凡そ三樹木繁茂して陰森四面を蔽ふ、堂の側に巨石ありて
素、犬島の産にして高さ二間餘周圍九尋ばかり、一旦割り
て此地に運び再び合せて原の形に復せしものにて其名を
烏帽子岩とは唱ふるなり、其側に常盤の松とて一樹の巨松
挺立し往古は慈眼堂の松とて十勝の其一に數へられしも
今は既や全く枯て松籟の響を絶しぞ惜むべし、近頃山加神
社と慈眼堂の邊に一の掛茶屋を設け池の畔に腰掛を備へ、
茶葉を賣る者あり試みよ歩を此に駐めば近くは中の島唯
心山遠きは岡山の城關まで總て手に取るごとく、一樹の若

由加神社 慈眼堂

(三三)

誌詳園樂後

を暖りて這風光を領す、亦是、一快適といふべき。』
寒翠細響軒 慈眼堂を出で、池に沿ひ西に往けば
腰掛茶屋あり、水に臨みて設け憩息の便に充つ、草葺として
長さ四間餘、北は障壁なく南は窓を披きて池を臨む、中に扁
額を掲げ、東海道五十三驛の圖を畫き、一々地名を附けり、其
西に方り池の盡る所、小亭あり、草葺にして席四疊半、之ぞ
寒翠細響軒にて軒號の扁額を掲ぐ、南は鶴鳴館、延養亭、簾池
軒、島の茶屋、唯心山、サテは岡山の城關を望むべく、園の大半
は明かに眺むべく、北は一帶の松林にて颯爽の音聴くべく、
園の風光を領せんと思は、先づ此邊より望むべし。軒の西
北は松樹矗立し孰れも幹老ひ枝繁り數十畝の間、蚪影相交
はり閑雅趣を成す、其北に廣き馬場ありて長さ九十間餘、北

寒翠細響軒

(三三)

誌詳園樂後

は竹林に沿ふて其塙に近頃櫻樹數株を植ゆ其中央の南松
林尽る處に觀騎亭あり廣さ七坪、總体艸葺にて席は二室に
分ち上下二段とし一は六疊、一は七疊半なり北は快く開き
て騎馬の馳驅を見るべく其側に一條の溝渠ありて水は園
外より入り馬埒の底を貫ぬきて茲に出で南又注きて延養
亭の前を回り諸所に分派す是ぞ磯川の支流を園の中に通
ずる源又て東西の溝渠大小の池沼皆之に養はれざるなし
松林の西に雜樹三方を圍み中に東西十三間、南北六間餘の
際地あるは射圃にて西に射場を設け東に塚を置く、往時射
を習ひ銃を試みたる處にて射場は艸葺拾七坪餘あり其後
の屋宇は射手の溜所なり其南に接きて柿葺の屋あり觀射
の亭にて廣さ四坪餘、室を分ちて二となし一を四疊とし一

寒翠細筆軒

(三四)

誌詳園樂後

を四疊半とす舊藩主の臨みて弓銃を試みるを觀るところ
なり射場の北に方り一區を畫し山茶花林を成し又椿木蓮
其他奇樹を植ゆ之を北に出れば馬埒に入る處にて左に衛
門ありて其外は別に區域を爲し其北に閉谷神社遙拜所あ
り神社は舊藩祖を祀る處にて此地は暫軒ととも今尚池
田家の私有に屬し毎年四月十八日開谷神社の祭典を執行
するに方り北門を開き衆庶の参拜するを許し園の内外に
露店を張り有志の武技を試み頗る雜沓を極む觀射亭の
南に出れば則ち園に入する表門にて鷄鳴館の玄關は
其南に在り是に斯園を一周し了りぬ其間尙樹木等の記す
べきものありも其微細なるものは略しぬ若し夫れ其光景
風致に至りては余が秃筆の能く寫す所にあらざれば斯園

寒翠細筆軒

(三五)

に遊ぶ人の之を眞景に照して細かに評するを俟つと云ふ。

寒翠細瀟軒

(三六)

後樂園詳誌

後樂園眞景及詳誌終

後樂園眞景及詳誌附録

後樂園に遊はんと欲せば先づ其心得を知らるべからず、
而して園の亭舎を借んと欲せば先づ其手續を經さるべからず、
今其心得と亭舎の借料を掲げて斯園に遊ぶものゝ便
に供せん。」
一 園内の縦覽時間は午前九時より午後四時までとし雨
又は雪等にて園庭の泥濘を積むときは縦覽を許さず。
一 園内の家屋又は範圍を設けたる場所には許可を得ず
して立入るべからず、其家屋を借らんと欲するものは園
の看守に就きて問ふべし、其借料は左のととし。

茂松庵 三拾錢
鶴鳴館 八拾錢

縦覽人心得

(三七)

後樂園詳誌附錄

一園内に於て火を焚き、又火技を弄し、或は建物に接近せらるす。』

寒翠	觀射	觀騎	新	唯心	釣	嶋	流	簾
細響軒	亭	亭	亭	亭	殿	屋	店	軒
二拾錢	拾錢	二拾錢	二拾錢	五錢	五錢	二拾五錢	三拾錢	三拾錢

一園内に於て火を焚き、又火技を弄し、或は建物に接近せらるす。』

縦覽人心得

後樂園詳誌附錄

一園内に於て土石を採掘し、又は花果を摘取り、枝幹を折傷くべからず。』

一園内に於て魚鳥を捕獲し、又は土石等を泉池に投入すべからず。』

一園内に於て露店を開き、商品を羅列し、又は徘徊藝を演すべからず。』

一園内に於て便所の外に大小便すべからず。』

一園内取締人の制止は、總て之に違背すべからず。』

一犬を率き、園内を縦覽すべからず。』

後樂園眞景及詳誌附錄終

縦覽人心得

明治二十四年七月十七日印刷
明治二十四年七月十八日出版

版權所有

岡山縣岡山市大字上ノ町六十一番邸

北村長太郎

岡山縣岡山市大字弓之町六十七番邸

加茂吉郎

岡山縣岡山市大字上ノ町六十一番邸

細謹舍

岡山縣岡山市大字東中山下十四番邸

文友館

岡山縣岡山市大字東中山下二百十四番邸

細謹舍製本工場

版權登錄

編纂者兼
行者兼

印刷者

發行所

印刷所

製本所

EX 192

03

025850-000-8

特29-643

後樂園真景及詳誌

北村 長太郎/編

M24

ADC-3403



特

6